

平成28年第1回隠岐の島町議会定例会会議録

招集年月日 平成28年 3月 7日
招集場所 隠岐の島町城北町1番地 隠岐の島町役場
開会(開議) 平成28年 3月 7日(月) 9時 30分 宣告

会議録署名議員の氏名 7番 齋藤幸廣 議員 10番 石田茂春 議員

1. 出席議員

| | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 西尾 幸太郎 | 7番 齋藤 幸廣 | 13番 遠藤 義光 |
| 2番 池田 賢治 | 8番 小野 昌士 | 14番 池田 信博 |
| 3番 安部 大助 | 9番 齋藤 昭一 | 15番 福田 晃 |
| 4番 佐々木 雅秀 | 10番 石田 茂春 | 16番 安部 和子 |
| 5番 前田 芳樹 | 11番 高宮 陽一 | |
| 6番 平田 文夫 | 12番 米澤 壽重 | |

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

| | |
|-------------|---------------|
| 町 長 松田 和久 | 定住対策課長 鳥井 登 |
| 副町長 池田 高世偉 | 農林水産課長 佐々木 千明 |
| 教育長 山本 和博 | 上下水道課長 田中 秀喜 |
| 総務課長 大庭 孝久 | 建設課長 山崎 龍一 |
| 会計管理者 池田 賢一 | 総務学校教育課長 八幡 哲 |
| 企画財政課長 渡部 誠 | 生涯学習課長 中林 眞 |
| 税務課長 池田 茂良 | 布施支所長 大上一郎 |
| 町民課長 名越 玲子 | 五箇支所長 増原 和彦 |
| 福祉課長 藤川 芳人 | 都万支所長 春木 茂正 |
| 保健課長 長田 栄 | 財政係長 宇野 慎一 |
| 環境課長 阿部 眞澄 | 行政係長 中村 恒一 |
| 観光課長 吉田 隆 | |

職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 野津浩一 事務局長補佐 田中順子

1. 傍聴者 5人

1. 町長提出議案の題目

- 承認第 1 号 隠岐の島町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 承認第 2 号 隠岐の島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を廃止する条例の専決処分について
- 承認第 3 号 平成 27 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 4 号）の専決処分について
- 議 第 2 号 平成 27 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 5 号）
- 議 第 3 号 平成 27 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）
- 議 第 4 号 平成 27 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（中村診療所）特別会計補正予算（第 3 号）
- 議 第 5 号 平成 27 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（五箇診療所）特別会計補正予算（第 3 号）
- 議 第 6 号 平成 27 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（都万診療所）特別会計補正予算（第 3 号）
- 議 第 7 号 平成 27 年度隠岐の島町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議 第 8 号 平成 27 年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議 第 9 号 平成 27 年度隠岐の島町訪問看護事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議 第 10 号 平成 27 年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議 第 11 号 平成 27 年度隠岐の島町上水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 議 第 12 号 隠岐の島町行政組織条例の一部を改正する条例
- 議 第 13 号 隠岐の島町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- 議 第 14 号 隠岐の島町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
- 議 第 15 号 隠岐の島町職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例
- 議 第 16 号 隠岐の島町職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

- 議 第 17 号 隠岐の島町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 議 第 18 号 隠岐の島町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議 第 19 号 隠岐の島町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議 第 20 号 隠岐の島町長及び副町長、教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 議 第 21 号 隠岐の島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議 第 22 号 隠岐の島町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 議 第 23 号 隠岐の島町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 議 第 24 号 隠岐の島町税条例の一部を改正する条例
- 議 第 25 号 隠岐の島町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例
- 議 第 26 号 隠岐の島町公営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 27 号 隠岐の島町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例
- 議 第 28 号 隠岐の島町特定分収造林事業「ふるさとの森づくり」基金条例を廃止する条例
- 議 第 29 号 隠岐の島町行政不服審査会条例
- 議 第 30 号 隠岐の島町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例
- 議 第 31 号 隠岐の島町竹島資料収集施設設置及び管理条例
- 議 第 32 号 隠岐の島町残土処分場の設置及び管理条例
- 議 第 33 号 隠岐の島町過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 議 第 34 号 辺地に係る総合整備計画の一部変更について
- 議 第 35 号 隠岐の島町過疎地域自立促進計画の策定について
- 議 第 36 号 隠岐の島町の区域内に新たに生じた土地の確認について
- 議 第 37 号 字の区域変更について〔飯田矢谷〕
- 議 第 38 号 工事請負変更契約の締結について〔町道宮ノ前西町線日吉橋耐震補強工事〕
- 議 第 39 号 指定管理者の指定について〔隠岐の島町特定公共賃貸住宅・隠岐の島町若者定住促進住宅〕

- 議 第 40 号 平成 28 年度隠岐の島町一般会計予算
- 議 第 41 号 平成 28 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 議 第 42 号 平成 28 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(中村診療所)特別会計予算
- 議 第 43 号 平成 28 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(五箇診療所)特別会計予算
- 議 第 44 号 平成 28 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(都万診療所)特別会計予算
- 議 第 45 号 平成 28 年度隠岐の島町簡易水道事業特別会計予算
- 議 第 46 号 平成 28 年度隠岐の島町下水道事業特別会計予算
- 議 第 47 号 平成 28 年度隠岐の島町駐車場事業特別会計予算
- 議 第 48 号 平成 28 年度隠岐の島町訪問看護事業特別会計予算
- 議 第 49 号 平成 28 年度隠岐の島町布施へき地診療施設事業特別会計予算
- 議 第 50 号 平成 28 年度隠岐の島町五箇へき地診療施設事業特別会計予算
- 議 第 51 号 平成 28 年度隠岐の島町中財産区特別会計予算
- 議 第 52 号 平成 28 年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 議 第 53 号 平成 28 年度隠岐の島町上水道事業会計予算
- 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議事の経過

○議長（高宮陽一）

ただ今から、平成 28 年第 1 回隠岐の島町議会定例会を開会いたします。

（開議宣告 9 時 30 分）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 1. 会議録署名議員の指名

「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隠岐の島町議会会議規則第 125 条の規定により 7 番：齋藤幸廣 議員、
10 番：石田茂春 議員を指名します。

日 程 第 2. 会 期 の 決 定

「会期の決定」の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 3 月 17 日までの 11 日間にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認めます。

したがって、会期は本日から3月17日までの11日間と決定いたしました。

日 程 第 3. 諸 般 の 報 告

「諸般の報告」を行います。

去る平成27年第4回定例会以降の議会に関する行事・会議等は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

主なものについて、ご報告申し上げます。

まずこの間、三重県津市議会が行政視察に訪れました。担当課の丁寧な対応に対しまして感謝を申し上げます。

12月16日には、西郷南中学校の子ども議会が開催されました。プロジェクターを使って提案をする等、子どもたちや学校が工夫を凝らしていると感じたところであります。中学生議員は町のことをよく勉強されていて今後の“まちづくり”において参考になる意見も多数ございました。こうした取組みが“まち”の活性化、議会の活性化につながればと感じたところであります。

2月22日には、「竹島の日記念式典」が松江市の県立武道館で開催され、隠岐期成同盟会の皆さんと、本町議会から竹島対策特別委員会の委員が参加いたしました。

今回は新たな試みとして、県議会の竹島議連が主催した「竹島問題を語る国民交流会」が国会議員8名を含む地方議員や一般県民の計120名の参加のもとで開催をされました。

参加者を8つのグループに分け意見を交わしましたが、直接国会議員に思いをぶつけることができる場とあって、どこのグループも白熱した意見交換となったようです。

こういう新たな取組みは「記念式典」の形骸化を危惧する声があった中、大変評価できる取組みだったと思います。また、こういう取組みが国を動かす契機になればと期待するところでもあります。

2月23日には、平成27年度島根県町村議会議長会定期総会が松江市のタウンプラザしまねで開催され出席いたしました。

主なる内容は、平成27年度補正予算、平成28年度事業計画案及び予算案などについて審議され全会一致で可決いたしました。また、要望決議について「参議院選挙区の合区に反対する要望決議」「道州制に反対する要望決議」「TPPに関する要望決議」「竹島の領土権確立等

に関する要望決議」の4件が提案され全会一致で決議されました。

県内の各郡からも要望事項が提出されており、隠岐郡からは、隠岐島の交通体系の強化の整備促進について、離島医療体制の充実強化についての要望事項を、決議事項と併せて島根県知事へ提出いたしました。

また、特別決議といたしまして「島根県町村議長会の単独事務局の堅持及び必要な歳入の確保に関する特別決議」も全会一致で決議されました。

次に、3月1日の議会運営委員会までに3件の陳情を受理いたしました。

お手元に配付の「請願・陳情文書表」のとおり、所管の常任委員会に付託及び議員配付とさせていただきますのでご理解願います。

最後に、「議員の派遣」について、前回の定例会に諮ることのできなかつた派遣につき、別紙のとおりご報告いたします。

以上、報告いたしました会議等の関係資料は、事務局に保管してありますので、必要に応じてご覧ください。

以上で「諸般の報告」を終わります。

日 程 第 4. 行 政 報 告

「行政報告」を行います。

番外：町長

○番外（町長 松田和久）

皆さんおはようございます。

春とはいえまだ浅く、寒さの名残りの感じる日が続きますが、議員各位におかれましては、ますますご壮健のご様子、まず以ってお慶びを申し上げます。

本日は、平成28年第1回隠岐の島町議会定例会を招集させていただきましたが、議員各位におかれましては、ご多忙の中にもかかわらずご出席をいただきありがとうございます。

また、先刻は安部和子議員、遠藤義光議員、お二方が自治功労表彰ということで島根県町村議会議長会の安永会長様の表彰がございましたが、心からお慶び申し上げたいと思います。いよいよお元気で更に町政推進にお力添えいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

本議会には、1月11日に隠岐の島町を直撃いたしました激しい波浪によりまして久見漁港の防波堤が被災をいたしました。早期復旧に向けた手続きが必要となりましたことから、その調査費を専決処分いたしておりますがこの承認を始め、平成28年度の一般会計あるいは

特別会計の当初予算、平成 27 年度一般会計及び特別会計の補正予算、条例の制定あるいは一部改正並びに指定管理者の指定等など 56 件の諸議案を上程させていただきます。

どうか、十分なるご審議をいただきますとともに、私ども執行部に適切にご指導を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、12 月に開催をさせていただきました「第 4 回隠岐の島町議会定例会」以降の私の行政報告でございますが、主な事項につきましてご報告を申し上げます。

まず、「ふるさと隠岐の島応援寄付」に関します状況につきましてご報告を申し上げます。

ふるさと隠岐の島応援寄付につきましては、平成 27 年度は 1 月末時点で 427 件、1,500 万円余りをご寄付いただいております。

この場をお借りいたしまして、あらためましてご寄付いただいた方々に感謝の意を表したいと存じます。

平成 27 年度は、図書館の図書購入費に 100 万円、竹島資料収集館整備事業で 250 万円を活用させていただいております。

新年度予算におきましては、引き続き図書館の図書充実を図るための財源といたしまして 100 万円を充当する予定とさせていただいております。今後も、こういったように有効に活用させていただきたく存じているところでございます。

次に、竹島に関する要望活動及び「竹島の日記念行事」参加などにつきまして、ご報告を申し上げます。

2 月 17 日、竹島領土権確立隠岐期成同盟会といたしまして、内閣府を始め、外務省、文部科学省、農林水産省、防衛省、水産庁及び海上保安庁並びに島根県選出の国会議員先生外、関係国会議員の皆様方に対しまして、「竹島領有権及び周辺海域における漁業秩序の早期確立について」の要望活動を実施してまいりました。

当日は、吉田県議、高宮議長、竹島対策特別委員会米澤委員長様にもご同行をいただいております。

要望の内容は、これまでとさほど変わっておりません。「竹島を所管する組織の内閣府への早期設置」でありますとか、「隠岐の島町に竹島問題普及啓発施設として国直轄の『竹島漁撈歴史記念館』の設置」、「暫定水域における漁業秩序の確立のための改正」「日韓漁業協定の早期締結」、更には「国境離島における国防体制の更なる強化」、そして「学校教育における竹島に関する学習の強化」、こういった 5 項目を重点的にお願いしてまいりました。

また、2 月 22 日には、先ほど議長からもご紹介がございましたが、松江市の県立武道館に

おきまして竹島の日記念式典が開催され、私も議員の皆様方や久見地区の皆様方とともに出席をしたところでございます。

新年度は、久見地区に建設しております「竹島資料収集施設」を竹島の調査、研究の拠点といたしまして、新たな展開につなげてまいりたいとこのように考えておりますので、どうぞご理解、ご協力をお願いいたしたいと思っております。

次に、「隠岐の島町教育大綱」の策定についての取組みについて、ご報告を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項の規定に基づき、このたび教育に関する総合的な施策の大綱につきまして地方公共団体の長がこれを定めることとなりましたが、策定にあたりましては、「総合教育会議」において協議をし、定めることとされているところでございます。

本町におきましては、総合教育会議におきまして、昨年7月から教育長、教育委員の皆さんといろいろ協議を重ね、学術及び文化振興に関する総合的な施策の大綱といたしまして、3月2日の会議におきまして協議・調整をし、「隠岐の島町教育大綱」を策定させていただいたところでございます。

今後は、教育委員会と連携強化を更に図りながら、より一層民意を反映した教育行政を推進してまいりたいと存じます。

次に、「各地区立志式」の開催について、ご報告を申し上げます。

1月26日から2月7日にかけて中学2年生を対象に町内5箇所で開催させていただきました。

この立志式でございますが、数え年で15歳、現在の年齢で14歳の時に元服の祝いをしてきたことに由来し、大人の仲間入りをするにあたり、自分の将来の目標や夢を明確にし、その誓いを立てる儀式であるかと思っております。本町では、旧布施村で昭和50年から続けられていた行事でございますが、昨年からは町内全中学2年生を対象に、キャリア教育の一環といたしまして開催させていただいているところでございます。

生徒一人ひとりが、これまでの人生を振り返るとともに自らの志を立て、理想を胸に努力することを「14歳の決意」といたしまして、ご家族や担任の先生、関係者の皆様の前で誓っていただきました。

義務教育も残すところあと一年となりますこの時期に、今までのことを振り返り真剣に自分の将来のことを考え、“隠岐びと”として将来の本町を担う若者へと成長していくものと確信をいたしたところでございます。

次に、消防出初式につきましてご報告を申し上げます。

新春恒例の消防出初式を1月6日に開催をし、消防団員等関係者約400名の参加により、総合運動公園で通常点検が執り行われ、その後、隠岐島文化会館で議員の皆様方を始め、多数のご来賓の方々のご出席を賜り式典を開催させていただいたところでございます。

式典終了後、役場前で消防車15台と隠岐島消防署のはしご車によります一斉放水を行い、大勢の町民の皆様方にもご覧いただいたところでございます。

今、全国的に消防団員の減少が課題となつてきておりまして、本町におきましても減少傾向でございます。今後、消防団関係者の方々と十分に連携を図りながら、消防団員確保に努めてまいらなければならないとこのように考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上、主な事項につきましてご報告を申し上げましたが、12月の定例会以降、私が出席いたしました会議や諸行事の詳細につきましては、後段に掲載させていただきましたので、ご参照いただきたいと思います。これで、私の「行政報告」に代えさせていただきます。

○議長（高宮陽一）

以上で、「行政報告」終了です。

日 程 第 5. 町 長 の 施 政 方 針

「町長の施政方針」を行います。

番外：町長

○番外（町長松田和久）

それでは、引き続きまして平成28年第1回隠岐の島町議会定例会の開会にあたり、諸議案の説明に先立ちまして、新年度に臨みます私の町政運営の基本的な考え方について申し上げ、議員各位はもとより、町民の皆様方のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

わが国は、「人口減少・超高齢化社会」を迎え、「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、「地方創生」を合言葉に新たな取組みを始めています。地方創生が課題となっております今日、私たちは、自己決定・自己責任の姿勢をより鮮明にいたしながら、自立した自治体運営を進めなければなりません。

このような状況下におきまして、将来にわたり隠岐の島町を存続させるため、その基礎となります「隠岐の島町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定させていただいたところがあります。この「隠岐の島町総合戦略」は、平成27年に人口1万人以上を確保することを目標に設定をされておりまして、人口減少や高齢化が顕著であるわが町が、どのような施策を

展開し、いかに取組んでいくのかを示したものであると思っております。新年度は、その第一歩の年でございます。町民の皆様方のニーズの把握に努め、今何をなすべきかを絶えず考え、新たな“まちづくり”のため、課題解決に向け、全力で取組んでまいり所存でございます。

これら「総合戦略」の取組みにおきましては、上位計画でございます隠岐の島町総合振興計画の三つの基本目標でございます。一つは「島をリードする隠岐びとが育つまち」、二つ目が「観光を機軸に交流・産業を創出するまち」、更に三つ目に「みんなで支えるやさしい福祉のまち」、この三つを実現してまいりますため、定住の基盤をより強固なものにしてまいらなくてはならないと考えているところでございます。

議員各位はもちろん、町民の皆様方のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

それでは、新年度の町政運営につきまして、特に、重点的な取組みについてご説明を申し上げたいと思います。

始めに、財政状況と財政健全化に向けた取組みでございます。

政府は、平成27年度も1億総活躍社会の実現や環太平洋連携協定、いわゆるTPPに備えた対策などを柱に3兆3,213億円の補正予算を組み、切れ目のない経済対策に取り組んでいるところでございます。そして、平成28年度の地方財政対策につきましては、地方創生関連、社会保障の充実分を含め、一般財源総額につきましては、平成27年度を1,307億円上回る61兆6,792億円が確保されたところでございます。一方、地方交付税につきましては、平成27年度と比較いたしますと546億円の減額、これは0.3%減ということでございますが、16兆7,003億円となっております。本町におきましても合併特例措置分の減額が見込まれるところでございます。

このような状況の中、本町の新年度予算におきましては、一般財源ベースで平成27年度予算額の95%以下を原則とし、財政の健全化を目指しながらも、「隠岐の島町総合戦略」を加味した総合振興計画に基づきまして町の景気対策、あるいは活性化を視野に入れた予算編成とさせていただいたところでございます。

その結果、一般会計の予算総額は155億9,000万円で平成27年度と比較いたしますと7%増の金額になっておりまして、10億2,000万円の増額でございます。その増額の主な要因でございますが、道路整備事業の増加、あるいは児童福祉・老人福祉などの社会保障制度に基づきます扶助費の増加、あるいはレインボーjetsの管理費用や隠岐航路運賃低廉化対策事業の開始等によるものであるかと思っております。また、特別会計の総額は、60億7,870万円で

平成27年度と比較いたしますと14.9%増、金額にいたしますと、7億8,930万円の増額でございます。特に、大きく伸びたものは、下水道事業の処理場整備に係る事業費と簡易水道事業の管路及び施設改良事業でございます。

本町の財政状況は、中期財政計画でお示しをいたしましたとおり、地方債現在高は、平成27年度末見込みで7億3,800万円余りの減額となっております。実質公債費率につきましては、平成27年度は14.1%、平成28年度は12.7%の見込みで、財政指標の上におきましては、確実に改善されてきたところであるかと思えます。

しかしながら、平成27年度から普通交付税の合併特例措置分が減額されてきており、平成28年度におきましてもその影響は大きく、依然として厳しい財政状況に変わりはありません。平成28年度以降も恒常的に3億円余りの財源不足となるような状況でございます。

こういった中で、地方創生・人口減少対策といたしまして、「隠岐の島町総合戦略」に掲げました各施策に取り組みながら、中長期的には持続可能な財政運営を確立するために、第3次行財政改革大綱に基づき、行政の効率化・スリム化及び事務事業の見直し等を更に進めてまいらなくてはならないと考えているところでございます。

次に、行財政改革の取組みについてでございます。

基礎自治体でございます市町村は、住民生活を支え地域の活性化を推進してまいりますため、各種の施策を展開し、また安定的にこれを推進してまいらなくてはならないことは申すまでもございません。また、地方分権によります国からの権限移譲等の推進により、地方自治体の果たすべき役割と責任がより一層大きくなってきており、地方が自らの責任と判断で地域経営をしていくことが必要となっております。このような状況下で、将来にわたり隠岐の島町を存続させるため、第3次の行財政改革大綱に沿いまして「効率的な行政運営の推進と質の高いサービスの提供」、そして「町民主体によりますまちづくりの推進」、更には「持続可能な財政運営の推進」を重点目標にいたしながら、具体的な取組みを進めてまいり所存でございます。

次に、総合戦略と人口対策についてでございます。

国におきましては、「東京一極集中の是正」、「若い世代の就労・結婚・子育て希望の実現」や「地域の特性に即した地域課題解決」の三つを基本に魅力あふれる地方の創生を目指すことといたしております。

この基本的な考え方を踏まえ、本町では、まず一番目に安定した雇用を創出する。そして二つ目には町への新しい人の流れを創る、三つ目には若い世代の結婚・出産・子育ての希望

をかなえる。そして四番目には時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに地域と地域を連携する。この四つを基本目標に「隠岐の島町総合戦略」が策定をされております。

新年度は、その第一歩となる年でございます。人口減少と地域経済縮小の克服、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立を目指し、各種施策を展開し、確実にスピード感をもって取組んでまいりたいと思います。

人口対策といたしまして、UI ターンを促進いたしますため奨励金や住宅補助に加え、民間事業者との連携によります空き家住宅改修制度も新たに制定し、「雇用」と「住まい」のマッチングを充実させ、更に情報発信を強化しながら定住人口の増加に向けて取組んでまいりたいと思います。

また、近年の独身男女の出会いの機会の減少など、「出会い」を取り巻く社会環境が変化してきているかと思えます。子どもを産み・育てる若い夫婦が増えるよう、結婚相談ボランティア「はっぴいこーでいねーたー」の配置や民間若者グループの活動を支援することなどによる出会いの場の創出などにも積極的に取組み、きっかけづくりから結婚へとつながっていく、そういった環境づくりに努めてまいらなくてはならないと考えているところでございます。

次に、商工業の振興についてでございます。

既に実施をいたしております、新卒生徒の地元就職を促進する補助金制度に併せまして、ハローワークや商工会、各事業所との連携を図るべく、町の雇用関係組織の立ち上げにより地元への定着化を推進いたしますとともに、これら組織を活用し、町内で働く意欲をもった島外からの人材確保にも積極的に取組んでまいりたいと思います。

また、県の補助制度の活用や市町村との連携強化を目的として、新たに経済産業省に創設されました「縁（ゆかり）パートナー制度」なども積極的に活用させていただき、商工会や町内事業所との連携を図り、空き店舗の利用や若い人の起業支援などによりまして、商店街の活性化や買い物困難者等の地域課題への対策はもとより、経済界全体の活性化に向けて努めてまいらなくてはならないと考えているところでございます。

次に、農林水産業の振興についてでございます。

本町の基幹産業でございます農林水産業の振興につきましては、内在する資源を最大限に活かした特色のある農林水産物を商品化していく取組みを継続し、6次産業化や地産地消の推進、あるいはバイオマス資源の有効活用、耕畜連携によります粗飼料等の増産など島内で

の経済循環を高める取組みを更に加速させ、所得の向上や雇用の創出につなげてまいりたいと考えております。

農業では、平成30年度からの国によります米の生産調整廃止を見据え、農業関係者の方々と連携のもと、従来の主食用米を中心とした生産体系から、飼料用稲や酒米、豆類、ソバなど、島内で二次的に利用される品目への移行を促す施策を重点的に実施をし、担い手の複合型経営と関連産業の活性化を進めてまいります。

林業では、現行の森林経営計画制度を活用しながら、施業の集約化・効率化をより一層進めますとともに、特に、高齢者の生きがい対策を推進してまいりますため、島内に多く自生する森林資源等を活用した特用林産物の振興にも力を入れてまいりたいと思います。

また、平成30年4月の稼働に向け進めております「木質ペレット製造工場」に利用する原材料の安定調達も含め、島内で伐採した原木を用途に応じて効率的に仕分け・搬出できるよう、専門コーディネーターの育成に対する支援を行うなど、集出荷体制の更なる強化に取り組んでまいります。

畜産業では、繁殖牛の増頭を目指し、年次計画によります公共牧野の新規造成や、既存牧野の再整備を進め、新たに設置をいたします「隠岐の島町畜産クラスター協議会」、関係団体の協議会ということですが、そこを中心といたしながら関係機関や生産者の方々が更に一体となった取組みを展開し、和牛繁殖経営の低コスト化と収益力向上を推進してまいりたいと思います。

また、繁殖牛の増頭により手狭となっております「島後畜産センター」につきましては、移転改築に向けた調査設計費を新年度に盛り込んだところでございます。

水産業につきましては、引き続き離島漁業再生支援交付金を活用いたしまして各漁業集落の水産振興策を展開し、種苗放流事業等による磯根資源の確保でありますとか、あるいは安心・安全な漁港施設の整備など漁業者の方々が安心して操業できる環境づくりを進めてまいりたいと思います。

また、ここ数年検討を進めております「一定規模を有する水産加工場の整備」に向けての取組みの件でございますが、新年度では、地元水産関係者や本土の大手事業者との連携によりまして、原材料の調達から製造・販売までを一体的に試みる実証試験を実施し、事業の実現につなげてまいりたいと考えております。

次に、観光振興の取組みについてでございます。

隠岐への観光客の入込数の状況は、ここ数年来伸び悩んでおりましたが、平成27年度に入

りまして、隠岐汽船・隠岐空港の乗降客、宿泊客数等それぞれ少し増加に転じているよう
でございます。特に、外国人観光客や行政視察団の増加は顕著であり、世界ジオパーク認定に
よります効果が徐々にではございますが現れてきているものと感じているところでございま
す。新年度は、世界ジオパーク活動がユネスコの正式プログラムに認定となったことを追い
風に、ユネスコの理念に基づいた活動を推進することによりまして、更に観光客の入込数を
伸ばしてまいらなくてはならないと、このように考えているところでございます。

また、来島いただきましたお客様の満足度を向上させ、高評価をいただくことにより、ロ
コミによります新たなお客様やリピーターを確保していく必要性を強く感じております。そ
こで、本町が抱える課題といたしまして、本町内の宿泊施設の老朽化に伴います施設改修問
題、経営者の高齢化や後継者問題に端を発する廃業の危機等、これら課題解決に向けまして
新たな取組みを進めていかななくてはなりません。そのために、新年度において、平成 29 年度
から向こう 10 年間を見据え、本町の観光振興の“道しるべ”となります「第 2 次隠岐の島町
観光振興計画」を策定し、計画に基づきます事業実施と年度ごとの事業評価・検証を行い、
推進体制の強化を図ってまいりたいと思います。

さらに、人情味あふれるおもてなしは当然のことでございますが、新たにきめ細かな情報
提供のための Wi(ワイ)-Fi(ファイ)環境の整備等、どこでも使える、非常に便利の良い環境
ですが、そういった観光関連施設の充実に努め、入込客数の増加を目指して取組んでまいり
たいと考えております。

また、長年の懸案事項となっております第三セクターの経営や関連施設のあり方につきま
しては、町内の宿泊客数、その活用度等を考慮いたしまして、ぼつぼつ結論を下す、そうい
った年度としたいとこのように考えているところでございます。

次に、交通網の整備の取組みについてでございます。

海路における隠岐航路の安定運航、空路における航空機の利用促進、島内の生活バス路線
の維持・確保など、本町を訪れます方や町民の皆様方にとって快適で利便性の高い交通網整
備に更に努めてまいらなくてはならないと思います。

生活バス路線の運行につきましては、高齢者の皆様方を始めといたします交通弱者にとっ
て、大切な公共交通であることを念頭に置きながら、利用者の利便性の向上を更に図る必要
がでございます。難しいことではございますが費用対効果等にも配慮をいたしながら、更に検
証をし、より良い交通体系の整備に取り組んでまいります。

隠岐航路につきましては、長年の課題でございました本土と隠岐間の航路運賃の低廉化対

策事業に取り組んでまいりたいと思います。「隠岐の島町総合戦略」の基本目標でも掲げておりますように、町民の皆様方の日常生活や仕事をする上で重要な隠岐航路の利便性を更に向上させるため、新年度より町民の皆様方を対象とした「隠岐航路運賃低廉化対策事業」に着手するものでございます。今後も国・県への要望活動を強化し、更なる低廉化対策の充実を目指してまいります。

また、本土側の寄港地1港化問題につきましても、住民の皆様方の意向調査を始め、旅行代理店等の観光関連団体や来島者の皆様方への調査も交えながら、関係団体と協力し、引き続き議論を進めてまいりたいと思います。

「隠岐世界ジオパーク空港」の利用促進につきましては、新空港開港及びジェット化10周年の節目、記念の年となりますので島根県を始め関係団体との連携を図りながら、記念事業に取り組む、「隠岐世界ジオパーク空港」を全国に広めてまいりますための活動を強化してまいりたいと思います。

現在、航空業界全体を取り巻く情勢は、依然として厳しい状況下でございますが、通年の出雲便、大阪便及び夏季ジェット便ともに搭乗率の目標達成を図り、これら路線の維持のための利用促進事業の取り組みも強化してまいりたいと思います。

近年、好調に実績を伸ばしておりますFDA フジドリーム・エアラインズによりますチャーター運航企画は、全国各地の地方空港から多くのお客様にお出かけをいただき、大きな経済効果につながっております。新年度も春と秋の実施を目標に、現在、調整を図っております。今後も快適に短時間で移動できる利点を活かし、遠距離からのお客様誘致に努めてまいりたいと思います。

次に、都市交流・国際交流の取り組みについてでございます。

本町におきましては、子どもたちの教育の面からも、幅広い視野を育むきっかけをつくり、また、グローバル化の促進にもつながる都市交流や国際交流に取り組んでまいりたいと思います。

国内の都市交流事業につきましては、友好都市協定を結んでおります大阪府豊中市との交流を中心に、伊丹市、池田市を含め、子どもたちのスポーツや文化芸術を通じた市民間の交流を推進してまいります。

また、名古屋市を中心といたしました中京圏、首都圏におきましては東京都世田谷区、港区等に積極的に働きかけ、更なる相互交流につなげるよう取り組みを進めてまいります。

国際交流につきましては、新年度においてポーランド共和国のクロトシン市との友好都市

協定の締結を計画をいたしております。相撲文化を中心に隠岐の歴史・文化を広くご理解いただき、隠岐ユネスコ世界ジオパークを世界へ情報発信するきっかけとなるような活動にしてまいりたいと考えているところであります。

次に、地域医療・保健・福祉について申し上げます。

独り暮らし高齢者の方々や高齢者のみの世帯が増加してきております中、在宅医療・福祉サービスの充実はもとより、通院や買い物、ごみ出しなど高齢者を支える地域の仕組みづくりが今求められているかと思えます。

地域医療につきましては、隠岐病院と開業医、あるいは診療所の在宅医療の連携を密にいたしながら、医療・介護・生活支援等が切れ目なく提供できるような体制の構築を推進してまいりたいと思えます。

医師招へいにつきましては、引き続き県及び隠岐広域連合と連携を図りながら、あらゆる医師の情報を収集し、招へいにつなげてまいりたいと考えております。また、医療従事者の確保につきましては、関係大学や専門学校の地域推薦入学制度を活用し、島根県立大学との連携のもとでの地域医療を目指す看護職の育成支援など、地域医療を担う医療従事者の確保に努めてまいりたいと思えます。

診療所の運営についてでございますが、厳しい経営状況が続いておりますが、高齢化が進む中、町民の皆様方の「かかりつけ医」としての役割を担うとともに、健康で安全・安心の生活、暮らせるよう、町立診療所としての体制を維持しながら運営していく考えでございます。

保健事業につきましては、「健康寿命の延伸」、「元気で長生き」を重視し、がん予防対策、生活習慣病対策に取り組んでまいります。特に、栄養改善対策、歯科対策、禁煙対策などの事業を強化し、医療機関や本町関係課が連携を密にいたしながら、ライフステージに沿った保健事業の展開と地域に根ざした保健活動に取り組み、町民の皆様方の健康の保持増進を図ってまいります。

国民健康保険事業につきましては、医療費の高騰により3年間保険税の改定をしつつ、基金を取り崩してまいりました。財政的には、依然として厳しい状況が続いておりますが、新年度は、税率改定をしないこととさせていただきます。

また、医療保険制度改革によります平成30年度の国保の広域化に向け、県を中心に動きが本格化する中、被保険者に不安や混乱が生じませんように制度の周知や準備を進め、引き続き医療費適正化対策や保険税の徴収など安定的な財政運営と効率的な事業運営に努めてまい

ります。

なかでも特定健診につきましては、未受診者対策により更なる受診率の向上を図り、生活習慣病対策や介護予防事業と連携してまいりたいと思います。

地域福祉につきましては、総合振興計画の基本目標であります「みんなで支えるやさしい福祉のまち」の実現を目指し、医療機関、福祉サービス事業所、社会福祉協議会、民生児童委員の方々などの関係機関や地域の皆様とのネットワークを強化し、協働して取組むことで、地域の実情や課題に即したきめ細かな対応によります総合的な地域福祉の充実を更に図ってまいらなくてはなりません。

次に、障がいのある方への支援についてでございますが、「障がい者総合支援法」に基づき、住み慣れた環境や家庭において自立した日常生活や社会参加ができますよう、地域の特性や利用者の状況に応じ障がい者福祉サービス、地域生活支援事業などを総合的に実施してまいります。また、ノーマライゼーション理念の社会を実現してまいりますために、町民の皆様方が、障がいのある方に対する理解を深めていただけるよう、関係機関と連携しながら啓発活動の拡大に努めてまいりたいと思います。

高齢者の皆様方への支援につきましては、高齢者の皆様方が安心して地域で暮らし続けられる地域包括ケアを実現してまいりますため、関係機関と連携した地域ケアシステムの構築を推進し、健康寿命の延伸や地域課題・住民ニーズに対応した介護予防・日常生活支援総合事業の充実に取り組んでまいります。

また、地域の力を活用し情報を共有することで、切れ目のない適切なサービスを効果的に提供できますよう各種事業を展開してまいりたいと思います。

子育て支援につきましては、子どもを産み、育てやすい社会の実現を目的とした「子ども・子育て支援法」に基づきながら、出生数の維持や子育て環境の充実を図ってまいりますため、幼児期の保育・学校教育、地域における子ども・子育て支援を総合的に推進してまいります。

また、「隠岐の島町総合戦略」の基本目標を達成いたしますため、平成28年度より更なる保育料の負担軽減化に取り組みますとともに、町民の皆様方のさまざまな意見や要望に対応するため新たな子育て支援施策の調査・検討を進めてまいりたいと思います。

次に、生活困窮者への支援につきましては、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障してまいりますとともに、稼働に関し阻害要因のない被保護者につきましては、就労によります自立助長をハローワークなどと連携し支援してまいりたいと思います。また、多重債務や生活実態による経済的困窮を理由として生活保護に陥る

ことを防止するため、生活困窮者自立相談支援事業の取組みを更に拡充し、個々の困窮の原因に応じた相談支援をしてみたいと思います。

次に、安全・安心で快適なまちづくりについてでございます。

近年の異常気象は、全国各地において大規模な災害をもたらしております。その異常気象に対します減災対策及び防災対策は、本町においても大きな課題となっており、「安全・安心で快適なまちづくり」を目標に事業計画に沿い、防災対策や生活環境整備に取り組んでまいります。

防災対策につきましては、地域防災力の中核となります消防団の更なる充実、自治会組織、関係機関との連携を深めながら、地域における防災意識の高揚や自主防災力の充実強化に向けた支援策などを実施してまいります。また、防災体制の充実のため、新年度から新たに防災行政無線のデジタル化に向けた取組みを実施してまいりたいと思います。

道路整備につきましては、町民の皆様方の安全・安心を基本に道路整備を進めてまいりますとともに、引き続き国・県当局に働きかけ国道や県道などの整備促進についても努めてまいりたいと思います。

公営住宅につきましては、町民生活の安定と向上を図りますため、老朽化住宅の建替えや整備を進めてまいります。

また、危険な空き家対策についてでございますが、平成26年度に条例を制定し取り組んでまいりましたが、更に町民の皆様方のニーズに応えるべく制度の拡充を図り、安全・安心の確保に向けた取組みを進めてまいります。

上水道の整備につきましては、町民の皆様方に「安心・安全な水道水」をお届けするよう引き続き努めてまいります。また、国主導によります簡易水道事業の上水道事業への統合のための経費や各施設の老朽化によります改修費等がかさみ経営状況が悪化しており、水道料金改定へ向け取り組んでまいりたいとこのように考えております。

下水道の整備につきましては、快適な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ってまいりますため、引き続き西郷地区、五箇地区の公共下水道事業及び中村地区の集落排水事業等を推進し、整備エリアの拡大に併せまして、接続促進の普及啓発に努めてまいりたいと思います。

また、下水道の普及が進みます中で、島後クリーンセンターの老朽化への対応と、今後増加が見込まれております汚泥を効率的に処理するため、汚水処理施設共同整備事業、いわゆる MICS 事業につきましても、引き続き取り組んでまいらなくてはならないと考えております。

自然環境対策につきましては、国の出先機関でございます自然保護官事務所、島根県及び隠岐世界ジオパーク推進協議会との連携のもと、隠岐ユネスコ世界ジオパーク認定に即した自然公園の整備を始めといたしました環境の整備に取り組んでまいりたいと思います。

海岸漂着ごみ対策といたしましては、県と協調し、漂着ごみの回収及び処理を実施してまいりますとともに、国への財政支援の要望活動を引き続き積極的に行ってまいりたいと思います。

役場庁舎問題につきましては、担当部署を設置し、町民の皆様方のご意見を十分にお伺いいたしながら新年度中に最終決定するよう考えているところでございます。

次に、人材育成の取組みについてでございます。

総合振興計画及び平成27年度に策定いたしました「隠岐の島町教育大綱」に基づき、町民憲章の精神でございます“隠岐びとのこころ”を持った人材育成に取り組んでまいります。心身ともに健全で、未来を切り開く勇気と行動力のある人材を育て続けることを基本に、ふるさと隠岐を愛し、誇りに思う“隠岐びとのこころ”を育て、あらゆる分野で活躍できる多彩な人材育成を進めてまいりたいと思います。

学校教育につきましては、変化の激しい社会を生きるための「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」など、「知・徳・体」のバランスのとれた力を育むことや、いじめ・不登校など問題行動への支援、特別支援教育体制の充実などを進めてまいります。また、地域に開かれた地域に根ざす教育の推進を家庭・学校・地域が連携することで、これからの未来を拓く子どもたちが、健やかにたくましく生き抜くための「生きる力」が身につくよう取り組んでまいりたいと思います。

特に、学校と家庭との連携によりまして、子どもたちの学習意欲を高めることで「学力の向上」につなげてまいりたいと思います。

一人ひとりの子どもたちのニーズを大切に、特別支援教育の充実、いじめや不登校などを防ぐ指導体制づくりを推進してまいります。

社会教育につきましては、個人や地域が抱える課題が多様化している中で、常に問題意識をもち積極的に行動することができるそういった人材や団体の育成を図り、学びの成果が地域づくりに活かされるしくみづくりに努めてまいりたいと思います。

特に、「隠岐の島町総合戦略」の大きな柱となっております「ふるさと教育」につきまして、本町の豊かな自然環境や歴史遺産等を有効に活用し、心豊かでたくましい子どもの育成に努めてまいりたいと思います。

また、住民の皆様方がいつでも気軽に学習できるように、その中核施設でございます公民館や図書館等の機能の充実に努めてまいりますとともに、各種生涯学習施設の改修を進めてまいります。

文化財の保護・活用につきましては、専門職員を配置することで、離島独自の自然と風土により醸成された数多くの文化財等を適切に保護し、教育・学術資源といたしまして文化の振興や交流人口の拡大に積極的に活かしてまいりたいと思います。

次に、竹島領土権確立への取組みについてでございます。

国におきましては、内閣官房の領土・主権対策企画調整室が中心となり、国民世論への啓発や国際社会への情報発信などを積極的に進め、国全体の問題といたしまして本格的に取組みを進めておるところでございます。

本町におきましては、新年度、竹島漁労の中心地でありました久見地区に、竹島の調査、研究の拠点となります竹島資料収集施設を開設いたしまして、新たな事業展開につなげてまいる考えでございます。

今後も、竹島の領有権の早期確立に向け取組みを進め、隠岐の島町議会、島根県及び竹島領土権確立隠岐期成同盟会等と連携をし、国や関係機関に対し、その責務において、竹島漁撈歴史記念館仮称の設置やあるいは隠岐島周辺の海域の保安体制の充実強化を図ることを引き続き粘り強く訴えてまいりたいと考えているところでございます。

最後に、自主財源の柱でございます住民サービスに必要な不可欠な財源であります、町税等の徴収率の向上及び滞納対策の取組みについてでございます。

平成26年度の町税等の徴収状況は、全体で90.6%、現年分におきましては98.1%とその徴収率は向上しておりますが、滞納繰越額は年々増加をいたしてきております。

誠実な納税者の皆様方の思いを大切に、信頼される町税制を推進してまいりますために、職員一人ひとりが滞納整理は、地方自治の根幹を支える業務であるということを強く認識し、信念・熱意・勇気を持って組織的・効率的に徴収率の向上でありますとか、滞納対策の強化に取り組んでまいる必要がございます。

また、税負担の公平性を確保してまいりますために、個々の滞納者の状況により「差押え」「執行停止」「分納管理」この三つに分類をし、厳正に対応してまいらなくてはならないと考えているところでございます。

以上、新年度の町政運営の基本的な考え方、重要課題等の取組みにつきましてご説明を申し上げますが、議員各位を始め、町民の皆様方のご理解とご支援をよろしくお願いを申し

上げ、私の「施政方針」に代えさせていただきます。

○議長（高宮陽一）

以上で、「町長の施政方針」を終わります。

ただ今から、10時40分まで休憩といたします。

（本会議休憩宣告 10時27分）

○議長（高宮陽一）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（本会議再開宣告 10時40分）

日 程 第 6. 町長提出議案の上程

「町長提出議案の上程」を行います。

お手元に配付のとおり、町長提出議案の承認第1号「隠岐の島町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分について」から諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」までの56件を一括して議題といたします。

日 程 第 7. 提案理由の説明

「提案理由の説明」を行います。

ただ今、議題となりました56件の議案について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

番外：町長

○番外（町長 松田和久）

本日提案をさせていただきました諸議案につきまして、ご説明を申し上げます。

承認第1号から承認第3号までの3件につきましては、条例の改正及び一般会計の補正予算に関する議案でございます。それぞれ地方自治法第179条第1項の規定を適用し、専決処分を行っておりますので、同条第3項の規定によりましてご報告をし、承認を求めるものでございます。

まず、承認第1号「隠岐の島町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分」及び承認第2号「隠岐の島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を廃止する条例の専決処分」についてご説明を申し上げます。

国におきまして、一部の手続における個人番号の利用の取扱いを見直す方針が示されたこと等によりまして、それぞれの条例を改正及び廃止する必要が生じたため、昨年12月28日に地方自治法第179条第1項の規定を適用し、専決処分を行っておりますので同条第3

項の規定により議会に報告をし承認を求めるものがございます。

次に、承認第3号「平成27年度隠岐の島町一般会計補正予算（第4号）の専決処分について」でございますが、歳入歳出予算の補正額は528万2,000円の追加でございます。補正後の予算額を150億5,854万3,000円といたしました。

補正の主な内容は、災害復旧事業費の追加でございます。去る1月18日から20日にかけての冬季の波浪によりまして久見漁港沖防波堤が被災をし、早急な対応が必要となりましたので調査設計費を補正させていただきました。

併せて町債の借入限度額の「地方債補正」も補正させていただいております。

次に、議第2号から議第11号までの10件につきましては、平成27年度隠岐の島町一般会計及び特別会計の補正予算に関する議案でございます。

まず、議第2号「平成27年度隠岐の島町一般会計補正予算（第5号）」につきましてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正額は1,897万円の追加でございます。補正後の予算総額を150億7,751万3,000円とするものがございます。

今回の補正につきましては、国の補正によります地方創生加速化事業の実施及び各事業の確定に伴うものがございます。また、人事院勧告に伴います人件費を増額させていただくものがございます。

財源につきましては、国・県補助金等の特定財源及び各事業に町債を充当させていただくものがございます。

繰越明許費関係ですが「第2表繰越明許費」のとおり、情報処理事務、戸籍住民登録事務、ジオパーク推進事業等、国の補正によります諸事業、並びに飯美港改修事業、隠岐島文化会館改修事業、温水プール管理運営事業など9件におきまして、翌年度に繰り越して実施する必要が生じたので、総額1億6,873万円余りを計上させていただいております。

債務負担行為補正でございますが「第3表債務負担行為補正」のとおり、平成18年度から行っております社会福祉法人わかばの施設整備にかかります借入金の元利償還金の債務負担において利率変更が生じ、限度額の変更を行うものがございます。

地方債の補正につきましては「第4表地方債補正」のとおり、歳入歳出予算の補正に伴いまして、限度額の変更をさせていただくものがございます。

次に、議第3号「平成27年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）」についてでございますが、歳入歳出予算の補正額は868万9,000円の追加でございます。

補正後の予算額を 23 億 6,492 万 5,000 円とするものでございます。

補正の主な内容は、一般被保険者高額療養費及び人事院勧告に伴い人件費を増額するものでございます。

財源につきましては、国・県負担金及び一般会計繰入金を増額するものでございます。

次の議第 4 号から議第 9 号までの 6 件は、人事院勧告によります人件費の増額が主なものでございます。

議第 4 号「平成 27 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（中村診療所）特別会計補正予算（第 3 号）」についてでございますが、歳入歳出予算の補正額は 26 万 3,000 円の追加でございまして、補正後の予算額を 9,290 万 3,000 円とするものでございます。

補正の主な内容は、先ほど言いましたように人事院勧告に伴います人件費の増額でございます。

財源につきましては、診療収入を増額させていただくものでございます。

次に、議第 5 号「平成 27 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（五箇診療所）特別会計補正予算（第 3 号）」についてでございますが、補正額は 36 万 3,000 円の追加でございまして、補正後の予算額は 1 億 6,344 万 4,000 円でございます。

補正の主な内容は、先ほどと同じ内容でございまして、財源につきましては、一般会計繰入金を増額させていただくものでございます。

次に、議第 6 号「平成 27 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（都万診療所）特別会計補正予算（第 3 号）」についてでございますが、歳入歳出予算の補正額は 23 万 6,000 円の追加、補正後の予算額は 1 億 4,079 万 5,000 円でございます。

これも、人事院勧告に伴うものでして、財源につきましては、一般会計繰入金を増額させていただくものであります。

次に、議第 7 号「平成 27 年度隠岐の島町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）」についてでございますが、歳入歳出予算の補正額は 9 万 3,000 円の追加でございまして、補正後の予算額を 5 億 7,511 万 8,000 円でございます。

補正の主な内容は、これも同じ内容でございまして、財源につきましては、財政調整基金繰入金を増額させていただくものでございます。

次に、議第 8 号「平成 27 年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）」についてでございますが、歳入歳出予算の補正額は 32 万円の追加でございまして、補正後の予算額を 15 億 5,248 万 6,000 円とするものでございます。

補正の主な内容は、同じく人事院勧告に伴い人件費を増額で、財源につきましては、一般会計繰入金を増額をし、対応させていただくものでございます。

次に、議第 9 号「平成 27 年度隠岐の島町訪問看護事業特別会計補正予算（第 2 号）」についてでございますが、補正額は 12 万 3,000 円の追加でございます、補正後の予算額は 2,338 万円でございます。

補正の主な内容は、先ほどと同じでございます、財源につきましては、訪問看護収入を増額し、充当させていただくものでございます。

次に、議第 10 号「平成 27 年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第 2 号）」についてでございますが、歳入歳出予算の補正額は 115 万 4,000 円の追加でございます、補正後の予算額を 3 億 4,859 万 2,000 円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、島根県後期高齢者医療広域連合に納付いたします保険基盤安定繰入金負担額の確定によります減額と、療養給付費負担金の増額でございます。

財源につきましては、一般会計繰入金を増額するものでございます。

次に、議第 11 号「平成 27 年度隠岐の島町上水道事業会計補正予算（第 2 号）」についてでございますが、収益的予算 3 条予算ですが、この補正額は収益的支出におきまして 245 万 6,000 円の追加でございます。補正後の予算額を収益的支出で 2 億 9,336 万 3,000 円とするものでございます。

補正の主な内容ですが、消費税及び地方消費税と人事院勧告に伴い人件費を増額させていただくものでございます。

続きまして、議第 12 号から議第 32 号までの 21 件につきましては、条例の改正、あるいは廃止及び制定に関する議案でございます。

まず、議第 12 号「隠岐の島町行政組織条例の一部を改正する条例」についてご説明を申し上げます。

平成 28 年度より役場本庁舎の整備及び市街地整備計画に関する業務を所管する課といたしまして「大規模事業課」を新たに設置いたしたく、条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議第 13 号「隠岐の島町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例」についてでございますが、本条例は、固定資産台帳に登録されました価格に係る審査の申し出につきまして行政不服審査法の規定を準用することになっておりまして、今回の法律の改正に伴いまして、条例の一部改正をお願いするものでございます。

次に、議第 14 号「隠岐の島町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例」についてでございますが、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、条文を改める必要が生じたため、条例の一部を改正させていただくものでございます。

次に、議第 15 号「隠岐の島町職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例」及び議第 16 号「隠岐の島町職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例」についてでございますが、これらの条例につきましても地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、引用箇所を改める必要が生じたため、それぞれ条例の一部を改正させていただくものでございます。

次に、議第 17 号「隠岐の島町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」についてでございますが、地方公務員災害補償法施行令の改正に伴い、関連いたします条文を改める必要が生じたため、条例の一部を改正させていただくものでございます。

次に、議第 18 号「隠岐の島町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」についてでございますが、「隠岐の島町隠岐航路運賃低廉化対策事業」の実施に伴い、運賃減額支給規定を加える必要が生じたため、条例の一部改正をお願いするものでございます。

次に、議第 19 号「隠岐の島町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例」についてでございますが、農業委員会等に関する法律の一部が改正をされました。これに伴い法律の引用箇所を改める必要が生じたため、条例の一部を改正させていただくものでございます。

次に、議第 20 号「隠岐の島町長及び副町長、教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例」についてでございますが、第 3 次行財政改革を実行しようとする中で、特別職の給料を今年度に引き続き町長は 100 分の 5 を、副町長・教育長は 100 分の 3 を本年 4 月 1 日から 9 月 30 日までの間、減額させていただくものでございます。

また、「隠岐航路運賃低廉化対策事業」の実施に伴い、運賃減額支給規定を加える必要が生じたため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議第 21 号「隠岐の島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」についてでございますが、人事院勧告に基づきました勤勉手当の支給月数及び給料表の改定、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う引用箇所の改正並びに給与

制度の総合的見直し実施に伴い、条例の一部を改正させていただくものでございます。

次に、議第 22 号「隠岐の島町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」についてでございますが、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、引用箇所を改める必要が生じたため、条例の一部を改正させていただくものでございます。

次に、議第 23 号「隠岐の島町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例」についてでございますが、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、これも引用箇所を改める必要があります、また、先ほど来申し上げておりますように「隠岐航路運賃低廉化対策事業」の実施に伴い、運賃減額支給規定を加える必要が生じております。条例の一部を改正させていただくものでございます。

次に、議第 24 号「隠岐の島町税条例の一部を改正する条例」についてでございますが、地方税法が本年 4 月 1 日に改正されることに伴い、徴収の猶予及び換価の猶予の方法や手続き等に関しまして条例の一部を改正するものでございます。

次に、議第 25 号「隠岐の島町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例」についてでございますが、昨年 3 月 31 日を持って閉所となりました旧布施村の日の丸保育所における放課後児童クラブにつきまして、本条例から削除させていただくものでございます。

次に、議第 26 号「隠岐の島町公営住宅管理条例の一部を改正する条例」についてでございますが、町営住宅の建替事業におきまして整備をいたしました下西地区の宮ノ前団地が完成をいたしましたので、取り壊しを行いました旧宮ノ前団地 7 戸を除くため、条例の改正をさせていただくものでございます。

次に、議第 27 号「隠岐の島町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例」についてでございますが、農業委員会等に関する法律が改正をされました。これによりまして新制度における農業委員会の委員及び新たに新設をされます農地利用最適化推進委員の定数を定めるため、「隠岐の島町農業委員会委員定数条例」の全部を改正させていただくものでございます。

次に、議第 28 号「隠岐の島町特定分収造林事業『ふるさとの森づくり』基金条例を廃止する条例」についてでございますが、旧布施村の林業及び観光振興事業における取組みといたしまして村有林を活用した特定分収林事業の実施であり、布施村の振興に大きく寄与したのではないかと考えておりますが、しかしながら現行材価が低迷をし、林業を取り巻く環境が大きく変化してまいりました。事業の継続はもはや困難と判断をし、合併前に事業の廃止が

決定されたところでございました。合併後、引き続き契約解除の手続きを進めてまいりましたが、新年度1件の手続きをもって完了いたすこととなりましたので、本条例を廃止させていただくものでございます。

次に、議第29号「隠岐の島町行政不服審査会条例」についてでございますが、行政不服審査法の改正に伴い、本年4月1日から行政不服審査における判断の妥当性を第三者機関に諮問することが義務付けられたところでございます。そこで新たに条例を制定させていただくものでございます。

次に、議第30号「隠岐の島町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例」についてでございますが、行政不服審査法の改正に伴い、不服申し立ての際に資料等の写しの交付を求めることができるようになりましたため、その手数料の額等について本条例で定めさせていただくものでございます。

次に、議第31号「隠岐の島町竹島資料収集施設設置及び管理条例」についてでございますが、本条例は竹島漁労に関連する貴重な資料の収集や調査研究を目的とし、竹島資料収集施設を設置し、運営をするために新たに条例を制定させていただくものでございます。

次に、議第32号「隠岐の島町残土処分場の設置及び管理条例」についてでございますが、これまで隠岐の島町土地開発公社が管理運営してまいりました残土処分場を本町が引き継ぐことといたしましたので、本条例を制定させていただくものでございます。

次に、議第33号「隠岐の島町過疎地域自立促進計画の一部変更について」でございますが、事業の財源に過疎対策事業債を充当するため、過疎地域自立促進計画に掲げる事業を追加する必要が生じました。過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定により議決を求めるものでございます。

追加となりました事業は、産業の振興に区分される「漁港施設機能強化事業」から集落の整備に区分される「UI ターン奨励事業」までの15件の事業の追加させていただくものでございます。

同じように、議第34号は「辺地に係る総合整備計画の一部変更について」でございますが、事業の財源に辺地対策事業債を充当するため、平成24年度から平成28年度までの中条辺地、西郷辺地に係る総合整備計画におきまして、整備計画に掲げる事業を追加させていただく必要が生じました。辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定により議決を求めるものでございます。

追加する事業でございますが、中条辺地の木質ペレット製造設備整備事業、西郷辺地の日

吉橋耐震改修事業、西郷お魚センター大規模改修事業それから温水プール改修事業の合計 4 件につきまして、辺地に係る総合整備計画一部変更ということで追加をさせていただきたいと考えております。

次に、議第 35 号「隠岐の島町過疎地域自立促進計画の策定について」でございますが、先ほどご説明を申し上げました過疎地域の創意工夫による積極的な施策を実施し、総合的かつ計画的な自立促進のための施策を推進することを目的として本計画を策定したいので、過疎地域自立促進特別措置法第 6 条の規定に基づき、議決を求めるものでございます。

次に、議第 36 号「隠岐の島町の区域内に新たに生じた土地の確認について」及び議第 37 号「字の区域変更について〔飯田矢谷〕」についてご説明を申し上げたいと思います。

西郷港湾内において、島根県が実施をいたしました飯田地区の海岸改良事業によります公有水面の埋め立てが完了いたしました。新たな土地の確認及び字区域を変更するにあたり、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議第 38 号「工事請負変更契約の締結について〔町道宮ノ前西町線日吉橋耐震補強工事〕」についてでございますが、土工事において出来高に合わせ浚^{しゅんせつ}渫及び埋め戻し土工数量を変更減し、また、事業の進捗を図ってまいる必要から、プレキャストパネル、これはコンクリートのパネル板だそうですが、このパネル板直線用を 4 枚追加作成したことによりまして契約金額を増額する必要が生じたそうでございますので、工事請負変更契約の締結について議決を求めるものでございます。

次に、議第 39 号「指定管理者の指定について〔隠岐の島町特定公共賃貸住宅・隠岐の島町若者定住促進住宅〕」についてでございますが、本町が設置いたしました特定公共賃貸住宅 30 戸及び若者定住促進住宅 18 戸の管理運営を指定管理することとし、適正な管理が見込まれます島根県住宅供給公社を指定いたしたいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議第 40 号から議第 53 号までの 14 件につきましては、一般会計及び特別会計の平成 28 年度当初予算についてでございます。

まず、議第 40 号「平成 28 年度隠岐の島町一般会計予算」についてご説明を申し上げます。

新年度の予算編成につきましては、事業計画に沿った真に必要な事業を見極めながら、“まち”の景気対策、総合戦略に掲げた事業を取り入れるなど積極的な取組みを実施してまいりますため、当初予算額を歳入歳出それぞれ 155 億 9,000 万円としております。

歳出予算の概要でございますが、前年度比較で 10 億 2,000 万円余りの 7%増となっております。

ます。

子育て支援対策、隠岐航路低廉化対策事業など総合戦略対策事業を始め、投資的経費におきまして、道路整備事業、温水プールの大規模改修事業、また、本年1月に被災いたしました久見漁港防波堤の災害復旧費の予算等が主なものでございます。

歳入予算の概要でございますが、町税におきましては、固定資産税の減額が見込まれるものの個人町民税においては1.0%の増額を見込んでおります。地方交付税につきまして、政府は、地方交付税全体で前年度の0.3%の減額を予定いたしております。本町においては、その影響額を考慮するとともに、合併特例措置の減額分も含め普通交付税においては、0.9%の減を見込み計上させていただいております。

また、基金につきましては、総合戦略の取組み事業にかかる経費に地域振興基金からの繰入金で対応するとともに、その他財源不足分といたしまして減債基金からの繰入金での対応を予定させていただいております。

また、「地方債の予算」は、起債の目的などを定め、借入限度額を定めるものでございます。新年度につきましては、道路関係事業、温水プール等公共施設の改修など、大規模事業が増えたことにより5億6,240万円余りの増額でございます。

その他、一時借入金の借入れの最高額を30億円とし、歳出予算の流用の範囲を定める予算を提案させていただいておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、議第41号「平成28年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計予算」についてでございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23億2,290万円といたしております。

予算総額は、前年度とほぼ同額となっております。

歳出予算の主なものは、保険給付費、共同事業拠出金、後期高齢者支援金、介護納付金等を計上いたしております。

歳入予算では、国民健康保険税、国庫支出金、前期高齢者交付金、共同事業交付金及び繰入金等を見込み計上いたしております。

次に、議第42号「平成28年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（中村診療所）特別会計予算」についてでございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,260万円といたしております。

予算総額は、前年度比で2.1%の増額でございます。この主な要因は、人事異動に伴う人件費、それから医薬材料費の増額によるものでございます。

歳出予算の主なものは、医師・職員の人件費、施設の運営費、医薬材料費等でございます。

歳入予算では、一般財源として診療収入等を特定財源として繰入金等を見込み計上をさせていただきます。

「地方債の予算」は、起債の目的などを定め、借入限度額を定めるものでございます。

次に、議第 43 号「平成 28 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（五箇診療所）特別会計予算」についてでございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億 4,740 万円といたしております。

予算総額は、前年度比で 7.8%の減額でございます。この主な要因は、患者数の減少に伴います診療収入、それから医薬材料費等の減額によるものでございます。

歳出予算の主なものは、医師・職員の人件費、施設運営費、医薬材料費等でございます。

歳入予算では、一般財源といたしまして診療収入等を、特定財源として繰入金・諸収入等をそれぞれ見込み計上をいたしております。

次に、議第 44 号「平成 28 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（都万診療所）特別会計予算」についてでございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億 4,410 万円といたしております。

予算総額は、前年度比で 1.4%の減額でございます。これも主な要因は、患者数の減少に伴います診療収入及び医薬材料費等の減額によるものでございまして、歳出は、医師・職員の人件費、施設の運営費、医薬材料費等でございます。

歳入予算では、一般財源として診療収入等を、特定財源といたしまして、繰入金等を見込み計上させていただきました。

次に、議第 45 号「平成 28 年度隠岐の島町簡易水道事業特別会計予算」についてでございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 7 億 660 万円といたしております。

予算総額は、前年度比で 22.8%の増額でございます。この主な要因は、五箇中央簡易水道施設整備費の増額によるものでございます。

歳出予算の主なものは、総務費では 20 箇所の施設につきまして、安定した給水を確保してまいりますための維持管理に要する経費及び起債償還金、並びに施設改良に要する経費を計上させていただきます。

施設整備につきましては、釜地区施設整備、五箇中央簡易水道改良事業及び簡易水道施設管理台帳の作成事業などを引き続き実施させていただき、福浦簡易水道施設、油井簡易水道施設の改良及び簡水統合認可業務委託を新たに実施させていただくものであります。

歳入予算の主なものは、給水料金、国庫補助金、繰入金、一般会計借入金及び町債等を見

込み計上いたしました。

「地方債の予算」でございますが、起債の目的などを定め、借入限度額を定めるものでございます。

次に、議第 46 号「平成 28 年度隠岐の島町下水道事業特別会計予算」についてでございますが、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ 21 億 7,200 万円といたしております。

予算総額は、前年度比で 41.1%の増額でございます。この主な要因は、西郷浄化センター、五箇浄化センターの建設工事及び管路敷設工事などに伴います施設整備費の増額によるものでございます。

歳出予算の主なものは、総務費では、公共下水道施設を始め、農業集落排水施設、漁業集落排水施設等、17 箇所の集合処理施設と個別処理施設であります浄化槽の維持管理に要する経費でございます。

施設整備では、西郷浄化センター及び五箇浄化センターの建設工事費、西郷地区及び五箇地区の管路布設工事費、管路詳細設計費、港町地区の雨水施設ポンプ場用地の購入費、都市計画図書作成業務委託料、^{ミックス}MICS 事業実施設計委託料などを計上させていただいております。

歳入予算では、下水道使用料、国・県の補助金、繰入金、町債等を見込み計上させていただいております。

「地方債の予算」は、起債の目的などを定め、借入限度額を定めるものでございます。

次に、議第 47 号「平成 28 年度隠岐の島町駐車場事業特別会計予算」についてでございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4,380 万円といたしております。

予算総額は、前年度比で 121.2%の増額となっておりますが、これは、前年度までの繰越金の増が主な要因でございます。本年度基金積立をし、駐車場改修の財源として備えることといたしたところでございます。

歳出予算の主なものでございますが、第 1 駐車場、第 2 駐車場及び立体駐車場の管理運営費を計上しております。

歳入予算では、使用料を見込み計上いたしております。

次に、議第 48 号「平成 28 年度隠岐の島町訪問看護事業特別会計予算」についてでございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2,350 万円といたしております。

予算の総額は、前年度比で 5.6%の減額でございます。この主な要因でございますが、これは人事異動に伴います人件費の減額でございます。

歳出予算の主なものは、人件費及び訪問看護に要する事業運営費でございます。

歳入予算では、訪問看護に係ります事業収入及び一般会計繰入金を見込み計上させていただいております。

次に、議第 49 号「平成 28 年度隠岐の島町布施へき地診療施設事業特別会計予算」についてでございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3,590 万円といたしております。

予算の総額は、前年度比で 5.0%の減額となっております。これは医療機器購入費でありますとか、あるいは医薬材料代の減額によるものでございます。

歳出予算の主なものは、人件費負担金、施設運営費、医療用機器器具費、医薬材料費等でございます。

歳入予算では、一般財源といたしまして診療収入等を、特定財源といたしまして県支出金及び一般会計繰入金を見込み計上させていただいております。

次に、議第 50 号「平成 28 年度五箇へき地診療施設事業特別会計予算」についてでございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 980 万円といたしております。

予算総額は、前年比で 9.2%の減額でございます。これは患者数の減によるものでございます。

歳出予算の主なものは、医師、職員の五箇診療所への人件費負担金、施設運営費及び医薬材料費、医療機器維持管理費等でございます。

歳入予算では、一般財源として診療収入等を、特定財源として県補助金及び繰入金を見込み計上させていただいております。

次に、議第 51 号「平成 28 年度隠岐の島町中財産区特別会計予算」についてでございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 60 万円といたしております。

歳出予算の主なものは、管理会費及び財産管理費でございます。

歳入予算では、土地貸付料などを見込み計上させていただいております。

次に、議第 52 号「平成 28 年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」についてでございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3 億 7,950 万円といたしております。

予算総額は、前年度比で 9.8%の増でございます。これは保険料率の改定によります保険料の増額と療養給付費の増額が見込まれることからでございます。

歳出予算の主なものは、後期高齢者医療広域連合への保険料及び療養給付費等の納付金、健康診査事業にかかります業務委託料等でございます。

歳入予算でございますが、保険料、保健事業補助金及び一般会計からの繰入金等を見込み計上いたしております。

次に、議第 53 号「平成 28 年度隠岐の島町上水道事業会計予算」についてでございますが、第 2 条におきまして、企業活動の基本目標といたしまして業務の予定量を定めております。

第 3 条は、経営活動に伴います取引によりまして、発生が予定されるすべての収益 3 億 1,187 万 5,000 円とそれに対応する費用 2 億 8,375 万 1,000 円を計上いたしております。

第 4 条では、設備拡充等の建設改良費用及び現有施設の建設に要しました企業債元金償還金など、2 億 7,699 万 5,000 円でございます。

第 5 条は、企業債の目的、限度額等を定め計上いたしております。

第 6 条は、一時借入金の最高限度額を規定するものでございます。

第 7 条は、予算の執行にあたり、流用の制限が考慮されるべき項目を定めております。

第 8 条は、一般会計からの補助金の趣旨を明示し、第 9 条におきまして、貯蔵品の購入に制限を設けるものでございます。

主な事業は、クリプト対策といたしまして昨年に引き続き東郷浄水場の高度浄水施設整備事業を、また、下水道整備や県道及び町道などの改良工事に伴います配水管移転補償費を計上いたしております。

次に、諮問第 1 号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」のご説明を申し上げます。

本町の人権擁護委員 10 名のうち、道坂博^{ひろし}旨氏が本年 6 月 30 日をもちまして任期満了となりますことから、新たに富田信吾氏を委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定によりまして、議会の意見を求めるものでございます。

以上、56 件の諸議案についてご説明を申し上げましたが、何卒慎重ご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願いをし、私の提案理由の説明に代えさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（高宮陽一）

以上で、「提案理由の説明」を終ります。

日 程 第 8. 新年度各会計予算案の詳細説明

「新年度各会計予算案の詳細説明」を求めます。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（ 本会議休憩宣告 1 1 時 2 5 分 ）

（ 全員協議会開会宣告 1 1 時 2 5 分 ）

○議長（高宮陽一）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

(本会議再開宣告 16時47分)

以上で、「新年度各会計予算案の詳細説明」を終ります。

本日は、これをもって終了し、明日3月8日は、本日に引き続き、新年度各会計予算案の詳細説明及び、補正予算案についての詳細説明、質疑、討論、採決等を行います。

それでは、本日はこれにて散会します。

(散会宣告 16時47分)

以下余白